基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月26日　　国土交通大臣　太田　昭宏

種類	縮尺	実施時期	地域 所属	番号	図名	摘要
地形図	２万５千分１	平成26年	標津	14—4	伊茶仁	調製・多色・柾判
〃	〃	〃	旭川	11—4	瑠辺蘂山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	夕張岳	13—2	幾春別岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	天塩	14—1	仙法志	〃　〃　〃
〃	〃	〃	札幌	15—4	中山峠	〃　〃　〃
〃	〃	〃	函館	10—4	神明	〃　〃　〃
〃	〃	〃	野辺地	15—1	目ノ越	〃　〃　〃
〃	〃	〃	八戸	15—4	稲庭岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	盛岡	13—4	大更	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15—3	南昌山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	青森	10—2	薄市	〃　〃　〃
〃	〃	〃	弘前	3—2	四角岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	4—4	熊沢	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	10—4	真名子	〃　〃　〃
〃	〃	〃	仙台	15—3	太郎	〃　〃　〃
〃	〃	〃	福島	16—4	岩代福良	〃　〃　〃
〃	〃	〃	村上	3—4	徳網	〃　〃　〃
〃	〃	〃	新潟	6—3	蒜場山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	8—3	沼沢湖	〃　〃　〃
〃	〃	〃	東京	11—3	八王子	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—4	上溝	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—3	厚木	〃　〃　〃
〃	〃	〃	甲府	4—4	須走	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	6—1	川浦	〃　〃　〃
〃	〃	〃	静岡	3—1	修善寺	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	13—3	池口岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	高山	12—1	飛騨青屋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	飯田	6—3	王滝	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	12—4	瑞浪	〃　〃　〃
〃	〃	〃	豊橋	6—3	田口	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	2—2	上梨	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—1	動橋	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	11—4	越前中川	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	2—1	徳永	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	9—3	河和田	〃　〃　〃
〃	〃	〃	伊勢	1—4	二見	〃　〃　〃
〃	〃	〃	京都及大阪	13—2	市島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	和歌山	12—2	紀伊清水	〃　〃　〃
〃	〃	〃	田辺	2—3	本宮	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	3—3	滝の拝	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	5—2	発心門	〃　〃　〃
〃	〃	〃	徳島	10—3	草壁	〃　〃　〃
〃	〃	〃	〃	15—4	川東	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岡山及丸亀	4—2	辻	〃　〃　〃
〃	〃	〃	広島	6—2	清水原	〃　〃　〃
〃	〃	〃	松山	6—2	上灘	〃　〃　〃
〃	〃	〃	大分	13—1	豊後森	〃　〃　〃
〃	〃	〃	屋久島	11—1	栗生	〃　〃　〃
〃	〃	〃	与論島	8—4	大宜味	〃　〃　〃
〃	〃	〃	那覇	5—2	天仁屋	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　平成27年１月１日

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４７２６号

大阪府東大阪市日下町１丁目２番30—604号
債務者　田中さゆり
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福本　暁弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８５０号

大阪市住吉区長居東１丁目25番９号
債務者　新居　浩一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢野　智美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４８８８号

大阪府枚方市香里ケ丘３丁目16番地　８—201
債務者　美藤　貴正
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　竜也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６０号

大阪市大正区三軒家東４丁目10番６号　ネクサスサンゲンヤ202号
債務者　ネイルズオオサカこと　永松　綾香（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤岡　孝輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０６６号

大阪市西成区北津守４丁目２番11号
債務者　前塚リヨコ
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三木　保美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月２日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１１８０号

横浜市磯子区下町１番20号　ハイツ雅402号
債務者　大塩　慎一
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢島　健生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年２月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部